

熊本大学で雇用する特別研究員(日本学術振興会特別研究員-PD等)の育成方針

令和5年11月28日 政策調整会議承認

令和5年12月21日 教育研究評議会承認

育成方針

熊本大学は、多様な人材がそれぞれの能力や個性を最大限に発揮し、それを原動力として社会との共創・教育・研究を推進することを目指し、人材を計画的に確保育成していくため、本学で雇用する特別研究員(日本学術振興会特別研究員-PD等)(以下「特別研究員-PD等」という。)の育成について、次にあげることを基本方針とする。

定義

特別研究員-PD等とは、日本学術振興会特別研究員(PD、RPD、CPD)に申請し、当該区分に採用された者のことをいう。

処遇

令和6年度以降採用となる特別研究員-PD等は、日本学術振興会研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業(以下「雇用支援事業」という。)に基づき、原則本学で直接雇用を行う。

自身の研究に専念できる環境整備

特別研究員-PD等が、その研究遂行に支障が生じることのないよう、研究に専念できる環境整備に務め、本学の共用機器、共用施設の利用機会を提供する。

研修機会の提供

特別研究員-PD等が、教育指導能力の向上に資するよう、本学の実施するFD研修に参加する機会を提供する。

また、他の研究者との積極的交流を推奨し、特別研究員-PD等の研究遂行に支障がない場合は、学外等での研修への参加を認める。

ダイバーシティの推進

多様な働き方を求める社会のニーズに応えるべく、特に女性研究者においては出産・育児等のライフイベントを経てもなお、研究者として活躍出来る環境の確保を図る。

育成方針の見直し

本育成方針は、我が国の学術環境の変化や雇用支援事業の変更に伴い、適宜見直しを行うものとする。